

施策評価表（平成25年度実績評価と平成27年度方針）

平成26年10月1日

1 施策の概要					
NO 施策名	09 障害者福祉の推進	上位 政策	健康で幸せに過ごせるまち	平成26年度 の施策の位 置付け	
施策統括課 (課長名)	障害福祉課長（秋山 悟）		関連課	障害福祉課	
対象	障害者（児）、難病患者	関連する個別 計画等	東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）、第3期東久留米市障害福祉計画	予定計 画事業	障害者計画（平成27年度～平成32年度） 第4期障害福祉計画
施策に対する基本的な考え方 (第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためのサービスや、社会参加に向けた支援を進める。 ・関係機関との連携のもと、障害の特性に応じた情報の内容と提供手段の充実に努め、福祉サービスを円滑に利用できる体制づくりを進める。 				

2 基本事業の方向性（第4次長期総合計画より）	
(基本事業番号)基本事業名	第4次長期総合計画における方向性
(09-01)日常生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの考え方を普及・啓発し、障害に対する市民の認識と理解を高める。 ・すべての障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活を支援するためのサービスや施設などでの一時的な生活支援、住まいのバリアフリー化に対する支援などを充実するとともに、相談支援や地域社会との交流、関係機関・団体の連携、協力体制の強化など、障害者を地域で支える仕組みを充実する。 ・障害者の日常生活を豊かにするため、日常生活用具、補装具の給付などを行い、利便性の向上を図る。 ・各種手当や心身障害者医療費助成、自立支援医療の助成などを通じ、経済的な負担を軽減するよう支援する。 ・予定されている法に基づく制度改正が行われた場合には、速やかに課題を整理し、施策・事業の再構築と円滑な実施を図る。
(09-02)日中活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が地域活動などに参加できるよう、関係機関や地域住民との連携、活動への支援を強化する。 ・障害者の自立のため、作業所などの日中活動を支援するとともに、障害者地域自立生活支援センター（さいわい福祉センター）と精神障害者地域生活支援センター「めるくまー」の充実に努める。 ・平成22年9月に開設した障害者就労支援室「さいわい」、「あおぞら」を中核的施設として障害者の就労を総合的に支援する。
(09-03)障害児への療育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・わかくさ学園での療育や相談を通じて、障害児の社会参加促進を支援する。 ・わかくさ学園の保護者会などを充実させ、障害児を持つ家庭や保護者同士がお互いに情報交換や相談などができるための交流づくりを支援する。 ・障害児を持つ保護者に対して、保護者会や面談などを実施し、障害に対する理解を深め、子育てに関する助言などのサポートの充実に努める。

3 施策の指標と実績						
NO	指標種別	施策の代表的な指標	単位	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績
1	対象指標	障害者手帳等を所持している市民の数(下段は精神・難病含まず)	人	7,285 (5,230)	7,493 (5,424)	7,842 (5,678)
2	成果指標	市内で暮らしている障害者手帳所持者の割合	%	98.2	98.8	98.4
3	成果指標	市民に占める障害者の割合(下段は精神・難病を含まず)	%	6.4 (4.6)	6.5 (4.7)	6.7 (4.8)
4						
5						

4 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	53	54	51
トータルコスト	千円	2,672,520	2,833,780	3,050,814
事業費(内書き)	千円	2,488,509	2,665,212	2,890,170
人件費(内書き)	千円	184,011	168,568	160,644
施策内で事業費の上位1/3を占める事務事業名	障害者日中活動系サービス事業 1,051,760千円 (36.4%)			

5 施策成果向上に対する事務事業の貢献度

有効性の「高い」事務事業番号・事務事業名	有効性の「低い」事務事業番号・事務事業名
<ul style="list-style-type: none"> 09-01-03 障害者訪問系サービス事業 09-01-05 障害者居住系サービス事業 09-01-15 障害者日中活動系サービス事業 09-02-01 さいわい福祉センター通所訓練事業 09-02-02 さいわい福祉センター事業 09-03-07 児童通所支援サービス事業（児童発達支援、放課後デイ） 	<ul style="list-style-type: none"> 09-01-21 住居手当支給事業 09-02-06 身体・知的障害者相談事業

6 平成27年度施策の方針設定に際しての前提条件

<p><input type="checkbox"/> 市の関与を強化</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現状維持</p> <p><input type="checkbox"/> 市の関与を軽減</p> <p>説明：（市と市民の役割分担など） 障害者総合支援法関連事業の比率が高く、実施主体が市となっている事業がほとんどである。 平成26年度中に障害者計画・障害福祉計画の策定を予定しており、自立支援協議会の中で、当事者、事業所等の関係者が主体となって計画策定作業を行っている。 平成27年度より全ての障害福祉サービス利用者のサービス利用計画案を、民間の相談支援事業所が当事者のニーズを聴き取って立てる方式にせねばならず、職員負担が軽減される可能性がある反面、利用者本位でありながら効率的なサービス計画が立てられるのか、懸念もある。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 対象増加による施策事業費の増</p> <p><input type="checkbox"/> 対象減少による施策事業費の減</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受益者の行政需要増加による施策事業費の増</p> <p><input type="checkbox"/> 受益者の行政需要減少による施策事業費の減</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増</p> <p><input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減</p> <p><input type="checkbox"/> 施設修繕等による施策事業費の増</p> <p><input type="checkbox"/> 施設修繕等による施策事業費の減</p> <p><input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし</p> <p>説明：（平成26年度に向けた施策コストの増減要因など） 地方分権改革一括法により、24年度から18歳以上の重度心身障害者の施設入所費及び障害児通所支援の支給事務が市町村に権限移譲されたことにより、市町村にはそれらの費用の25%の負担が加わった。そして、25年度から「障害者総合支援法」が施行され、障害福祉サービスを受けられる障害者の範囲に難病患者が加わった。サービスを必要とする障害者の自然増と高齢化に、こうした事情が加わり、自立支援給付関連の事業費は更に拡大していくことが予想される。</p>	<p>事業費削減不可事業名 （市の裁量では事業費削減ができない事業）</p> <p>障害者訪問系サービス事業、障害者居住系サービス事業、心身障害者地域自立生活支援センター事業、精神障害者地域生活支援センター事業、補装具交付事業、障害者日中活動系サービス事業、国福祉手当支給事業、更生医療事業など45事業</p>
		<p>事業費に関する市の裁量余地</p> <p>事業費削減不可の金額(%)</p> <p>※市条例は含まず</p> <p>平成25年度実績</p> <p style="text-align: right;">2,727,588千円 (94.4%)</p> <p>市の裁量で事業費を削減できる金額(%)</p> <p>平成25年度実績</p> <p style="text-align: right;">162,582千円 (5.6%)</p>

7 施策の現状と課題及び次年度に向けた方向性

<p>現状と課題</p> <p>・日常生活の支援においては、住み慣れた地域で生活を続けたいという障害者の意思に基づき、家族介護者に過大な負担を強いないよう、障害福祉サービスを提供するように努めた。法改正の伴い、新たに政令で定められた130疾病の難病患者が障害福祉サービスを受けられるようになったので、その周知を行った。また、親なき後の居住場所としてグループホーム・ケアホームの定員を、障害福祉計画に沿って増やすために、都の福祉インフラ整備事業を活用して用地を確保した。また、負担の大きい医療費については、心身障害者医療費助成、難病医療費助成、自立支援医療の助成と、手当制度の適用により、経済的負担を軽減するように支援した。障害者虐待防止法で市町村に求められていた緊急時の居室の確保のため、ケアホームを運営する法人と委託契約を結び、精神障害者のための都型ショートステイ事業を開始した。 ・日中活動の支援においては、日中活動場所の整備を進め、生活介護事業所一か所を開設した。懸案であった「活動センターかなえ」の施設整備に向け条件整備を進めた。児童については、放課後等デイサービス事業所5か所が開設され、市内で定員50名分を確保することができた。 ・一般就労に向けては、就労支援室「さいわい」と「あおぞら」では、合計で15名の障害者を一般就労に結び付けた。さいわい福祉センターの訓練生に市役所及び協力企業内での、一般就労に向けての実習を行った。東久留米市障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達を増やすように努めた。 ・わかくさ学園は、公設公営の療育施設として、35名の通園者への療育にとどまらず、健康課と連携体制をとりながら、市内全域の就学前児童の発達相談へのニーズに応えてきた。発達相談室での「ひよこ」「きりん」グループでの療育指導をはじめ、相談を受けた児童の実数は250名を超えている。障害児相談支援事業所として指定を受け、障害児のサービス利用計画を順次策定した。 ・自立支援協議会を運営し、全体会を4回行い、4回目は市民参加型で開催した。二つの専門部会の運営により、委員やヒアリング団体の意見を取り入れてヘルプカードの基本設計を行った。年度内にヘルプカードの配布を始めた。</p>	<p>次年度に向けた方向性</p> <p>* 上記6の「<施策の方針設定に際しての前提条件>及び<国・都の方針及び関係法規等の変化><市民ニーズ、市の状況の変化>等を踏まえて記載”</p> <p>(1) 相談支援の充実 指定特定障害者相談支援事業所が作成するサービス利用計画案をもとに市が支給決定する方法を完成しなければならない。そのためには、相談支援事業所の整備に一定の目途が立ったので、今後は個々の相談支援専門員のスキルアップを支援していく必要が生じる。自立支援協議会の相談支援部会を軸に、相談支援専門員が良質な支援計画を作成できるよう、環境を整えていく。</p> <p>(2) 障害者差別解消法の施行に向けた準備 ヘルプカードの周知活動の中で一般市民における障害者への理解を深めていく。そして、障害者差別解消法の施行に向け、障害を理由とする差別の解消の推進に関する地方公共団体等職員対応要領の作成を検討する。</p> <p>(3) 障害福祉計画の推進 「活動センターかなえ」の施設整備等によって日中活動の場を増やすことなどにより、26年度に改定作業を行う障害福祉計画（第4次計画）を推進する。</p> <p>(4) 就労支援の充実 民間企業と連携した新しい就労支援の仕組みを検討していく。</p> <p>(5) 災害時要援護者対策の推進 市内に8カ所の主に障害者（児）を受け入れる二次避難所（福祉避難所）の部会で二次避難所マニュアルを作成し、訓練を実施する。</p>
--	--

8 全庁評価会議で示された施策の方向等

<p>27年度の施策位置付け 重点施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 東久留米市障害者計画、第3期東久留米市障害福祉計画の策定を進める。 法の改正等が多い中、市民からの要望も多種多様に渡ってきている。市民サービスに対応できるよう、負担部分との整合を図りながら、事業を進めていく。

9 平成27年度に向けた施策方針

<p>* 8 全庁評価会議で示された施策の方向等を受けて</p> <p>27年度は、改定後の障害者計画、障害福祉計画期間の1年目となる。より障害施策の広い分野に目が行き届き、実効性が高く、しかも身の丈にもあった計画を立てて、実行に移していきたい。</p>
